

佐賀市資源物回収奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に資源物回収運動を実践している団体に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の例による。

(1) 「資源物」とは、一般廃棄物のうち資源として再利用及び再資源化できるもので、故紙、古布その他市長が認めたものをいう。

(2) 「回収業者」とは、資源物の回収を業とし、第6条の登録を受けた者をいう。
(奨励金の対象団体)

第3条 奨励金の対象団体は、資源物の回収運動を行う自治会、婦人会、子供会、PTA、老人会等の営利を目的としない住民団体で、第6条の登録を受けたもの（以下「回収団体」という。）とする。
(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、資源物買取価格等を勘案し、市長が定める額とする。

(回収団体の登録)

第5条 回収団体の登録を受けようとする団体は、資源物回収団体登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、資源物回収団体登録通知書（様式第2号）により当該団体に通知するものとする。

(回収業者の登録)

第6条 回収業者の登録を受けようとする業者は、資源物回収業者登録申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書の内容を審査し、適当であると認めるときは、資源物回収業者登録通知書（様式第4号）により当該業者に通知するものとする。
(回収業者の廃止等の届出)

第7条 前条に規定する登録の通知を受けたものは、その登録を廃止し、又は休止

するときは、速やかに市長に届けなければならない。

(回収業者の申請事項の変更の届出)

第8条 回収業者は、第6条の申請書及びその添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに届けなければならない。

(回収団体の資源物の処理)

第9条 回収団体は、次のとおり資源物の処理を行い、円滑な資源物回収に努めなければならない。

- (1) 資源物集積所の位置を決定すること。
- (2) 資源物集積所を適正に管理すること。
- (3) 自主回収した資源物を適正に処理し、回収業者に売却すること。
- (4) 市長が行う収集及び処理に混乱を及ぼさないこと。

(回収業者の資源物の処理)

第10条 回収業者は、前条第3号の規定により売却された資源物について、品目別に計量し、計量証明書を作成しなければならない。

(奨励金の交付申請)

第11条 奨励金の交付を受けようとする回収団体は、次の期日までに、奨励金交付申請書(様式第5号)に第10条の計量証明書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前期分(4月分から9月分まで) 10月11日
 - (2) 後期分(10月分から翌年3月分まで) 3月31日
- (奨励金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定により提出された奨励金交付申請書を審査し、申請が適当であると認めるときは、奨励金の額を確定し、奨励金交付決定通知書(様式第6号)により回収団体に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第13条 回収団体は、奨励金の交付を受けようとするときは、奨励金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(登録承認の取消し)

第14条 市長は、回収団体又は回収業者が次の各号のいずれかに該当したときは、登録若しくは奨励金の交付決定を取り消し、又は既に交付を受けた奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽の登録申請によって登録を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為を行ったとき。

(3) 廃棄物に関する法令又は条例等に違反したとき。
(指導)

第15条 市長は、この要綱の目的を達成するため、回収団体及び回収業者に対して資源物回収に必要な指導を行うことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、佐賀市佐賀地区資源物回収奨励金交付要綱(平成17年佐賀市要綱)、佐賀市大和地区地域住民のふれあい運動及び資源物リサイクル運動奨励金交付要綱(平成17年佐賀市要綱)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、佐賀市資源物回収奨励金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前日までに、佐賀市資源物回収奨励金交付要綱及び川副及び東与賀地区資源ごみ集団回収補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月20日から施行する。

年 月 日

(あて先) 佐賀市長

団体名

代表者郵便番号

代表者住所

代表者氏名

印

(蓋)

資源物回収団体登録申請書

資源物回収団体として登録したいので、佐賀市資源物回収奨励金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 回収予定回数

2 資源物集団回収集積所の位置図

様式第2号

佐市循推第 号
年 月 日

様

佐賀市長



資源物回収団体登録通知書

年 月 日付けで申請のあった資源物回収団体登録申請について、審査の結果適当と認め、回収団体として登録したので佐賀市資源物回収奨励金交付要綱の規定により通知します。

様式第 3 号

年 月 日

(あて先) 佐賀市長

業者名

住 所

代表者氏名

(印)

—

印)

資源物回収業者登録申請書

資源物回収業者として登録したいので、佐賀市資源物回収奨励金交付要綱の規定により、下記の書類を添えて申請します。

記

添付書類 (裏面に貼付)

- (1) 前年分の市県民税納税証明書
- (2) 住民票の写し又は登記簿
- (3) 車検証の写し

様式第4号

佐市循推第 号
年 月 日

様

佐賀市長



資源物回収業者登録通知書

年 月 日付けで申請のあった資源物回収業者登録申請について、
審査の結果適当と認め、回収業者として登録したので佐賀市資源物回収奨励
金交付要綱の規定により通知します。

様式第 6 号

佐市指令循環第 号
年 月 日

様

佐賀市長



資源物回収奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった資源物回収奨励金については、下記のとおり交付決定したので、佐賀市資源物回収奨励金交付要綱の規定により通知します。

記

奨励金交付決定額

円

年 月 日

(あて先) 佐賀市長

団体名
代表者郵便番号
代表者住所
代表者氏名

印

(加 ー)

資源物回収奨励金請求書

佐賀市資源物回収奨励金交付要綱の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

内 訳

A 単 価	B 重 量	請求金額 (A×B)
1 kg 当たり 円	kg	円

振込先

金融機関名	銀 行	本店
ふりがな 口座名義	信用金庫 農 協	支店
口座番号	普通預金 当座預金	支所